

# 介護給付適正化について

邑智郡総合事務組合 介護保険課

# 邑智郡の状況(人口)

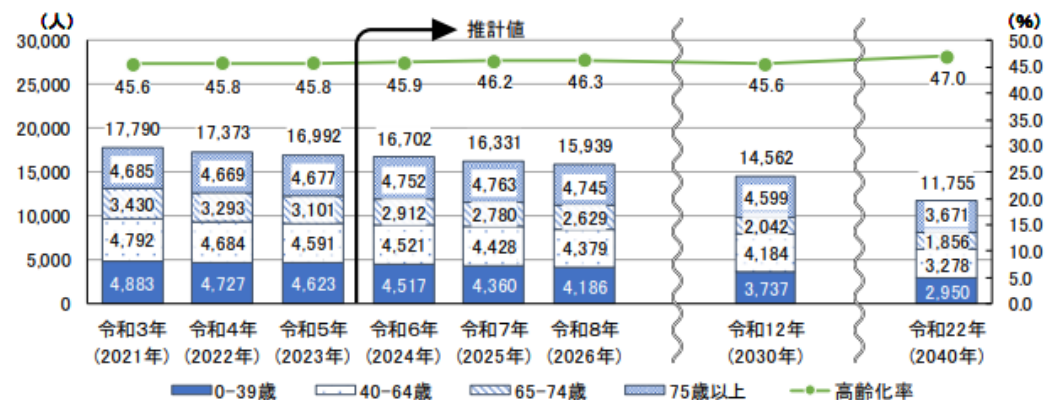
- 令和5年時点の高齢化率は45.8%で、後期高齢化率は27.5%である。
- 今後も人口減少が進む一方で、後期高齢者の割合は増加し、令和8年には全体の約3割が後期高齢者となる見込み。

■ 邑智郡の人口の推移と見込み

(単位:人)

	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
総人口	17,790	17,373	16,992	16,702	16,331	15,939	14,562	11,755
0~39歳	4,883	4,727	4,623	4,517	4,360	4,186	3,737	2,950
40~64歳	4,792	4,684	4,591	4,521	4,428	4,379	4,184	3,278
65歳以上	8,115	7,962	7,778	7,664	7,543	7,374	6,641	5,527
高齢化率	45.6%	45.8%	45.8%	45.9%	46.2%	46.3%	45.6%	47.0%
(再掲) 65~74歳	3,430	3,293	3,101	2,912	2,780	2,629	2,042	1,856
75歳以上	4,685	4,669	4,677	4,752	4,763	4,745	4,599	3,671
後期高齢化率	26.3%	26.9%	27.5%	28.5%	29.2%	29.8%	31.6%	31.2%

資料:令和3年(2021)~令和5年(2023)は住民記録 各年9月末



資料:令和3年(2021)~令和5年(2023)は住民記録 各年9月末

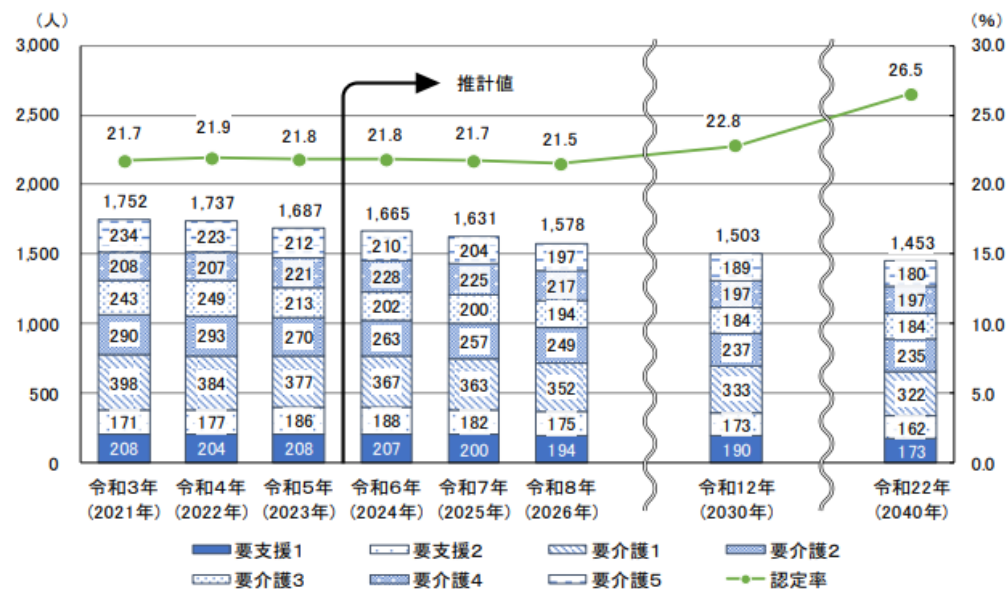
# 邑智郡の状況(認定者)

- 要介護(要支援)認定者は今後も減少する見込み。
- 認定率(第1号被保険者に占める要介護・要支援認定者の割合)は令和12年から増加していく見込み。

■邑智郡の要介護(要支援)認定者数の推計 (単位:人)

	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
要支援1	208	204	208	207	200	194	190	173
要支援2	171	177	186	188	182	175	173	162
要介護1	398	384	377	367	363	352	333	322
要介護2	290	293	270	263	257	249	237	235
要介護3	243	249	213	202	200	194	184	184
要介護4	208	207	221	228	225	217	197	197
要介護5	234	223	212	210	204	197	189	180
合計	1,752	1,737	1,687	1,665	1,631	1,578	1,503	1,453
認定率	21.7%	21.9%	21.8%	21.8%	21.7%	21.5%	22.8%	26.5%

資料:介護保険事務処理システム「被保険者情報集計表」、令和6年度以降は推計値



# 介護給付費の状況

- 令和5年度の介護給付費は約31億3600万円となる見込み。
- 第9期は第8期に比べて介護給付費は増加する見込み。

■令和5(2023)年度介護給付費支給額(町別) (単位:千円)

	川本町	美郷町	邑南町	邑智郡 (合計)	構成比
居宅サービス	203,467	272,903	701,943	1,178,313	37.6%
地域密着型サービス	64,491	91,733	102,291	258,515	8.2%
施設サービス	203,594	327,917	986,121	1,517,632	48.4%
その他費用	32,786	44,436	104,612	181,834	5.8%
介護給付費合計	504,338	736,989	1,894,967	3,136,294	100%

資料:邑智郡介護保険課資料 令和5(2023)年4月~12月審査分の実績換算

■介護給付費支給額の推移 (単位:千円)

	第7期			第8期		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅サービス	1,181,770	1,187,825	1,173,670	1,229,066	1,193,299	1,178,313
地域密着型サービス	300,957	275,178	255,734	249,964	260,596	258,515
施設サービス	1,569,492	1,622,457	1,617,738	1,535,523	1,469,452	1,517,632
その他費用	236,276	242,179	239,435	213,879	184,498	181,834
介護給付費合計	3,288,495	3,327,639	3,286,577	3,228,432	3,107,845	3,136,294
期別合計	9,902,711			9,472,571		

資料:邑智郡介護保険課資料 令和5(2023)年は4月~12月審査分の実績換算

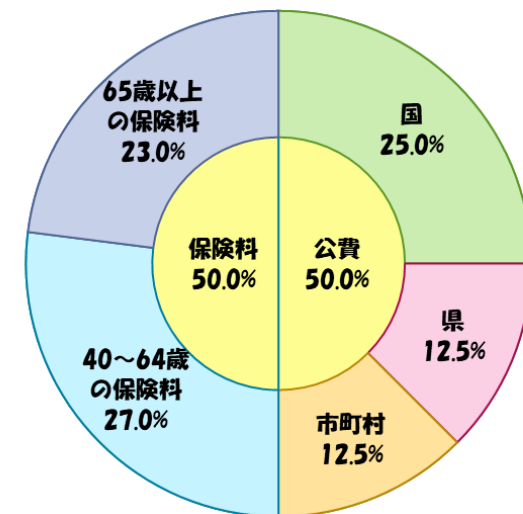
給付費 (見込み)	第9期				令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
	合計	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
	9,566,058,418	3,202,208,367	3,207,273,857	3,156,576,194		

# 第9期介護保険料について

## 【第9期介護保険料】

保険料段階	対象者			保険料率	保険料額		
	住民税課税状況		所得等の状況		月額 (円)	年額 (円)	
	世帯	本人					
第1段階	非課税	非課税	前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計額	生活保護受給者等 又は80万円以下	0.35	2,328	27,930
第2段階	非課税	非課税		120万円以下	0.47	3,126	37,506
第3段階	非課税	非課税		120万円超え	0.70	4,655	55,860
第4段階	課税	非課税		80万円以下	0.87	5,786	69,426
第5段階	課税	非課税		第4段階に該当しない人	1.00	6,650	79,800
第6段階		課税	合計所得金額	120万円未満	1.15	7,648	91,770
第7段階		課税		120万円以上210万円未満	1.30	8,645	103,740
第8段階		課税		210万円以上320万円未満	1.60	10,640	127,680
第9段階		課税		320万円以上420万円未満	1.90	12,635	151,620
第10段階		課税		420万円以上520万円未満	2.25	14,963	179,550
第11段階		課税		520万円以上620万円未満	2.30	15,295	183,540
第12段階		課税		620万円以上720万円未満	2.40	15,960	191,520
第13段階		課税		720万円以上	2.50	16,625	199,500

※第1～3段階は保険料軽減後の金額



- 介護保険の財源は、国・県・市町村の公費と保険料がそれぞれ半分ずつ負担しています。
- 保険料のうち、23%の部分を邑智郡内の65歳以上の方の保険料で負担しています。
- 第9期の介護保険料は第8期からすえ置き、月額6,650円です。

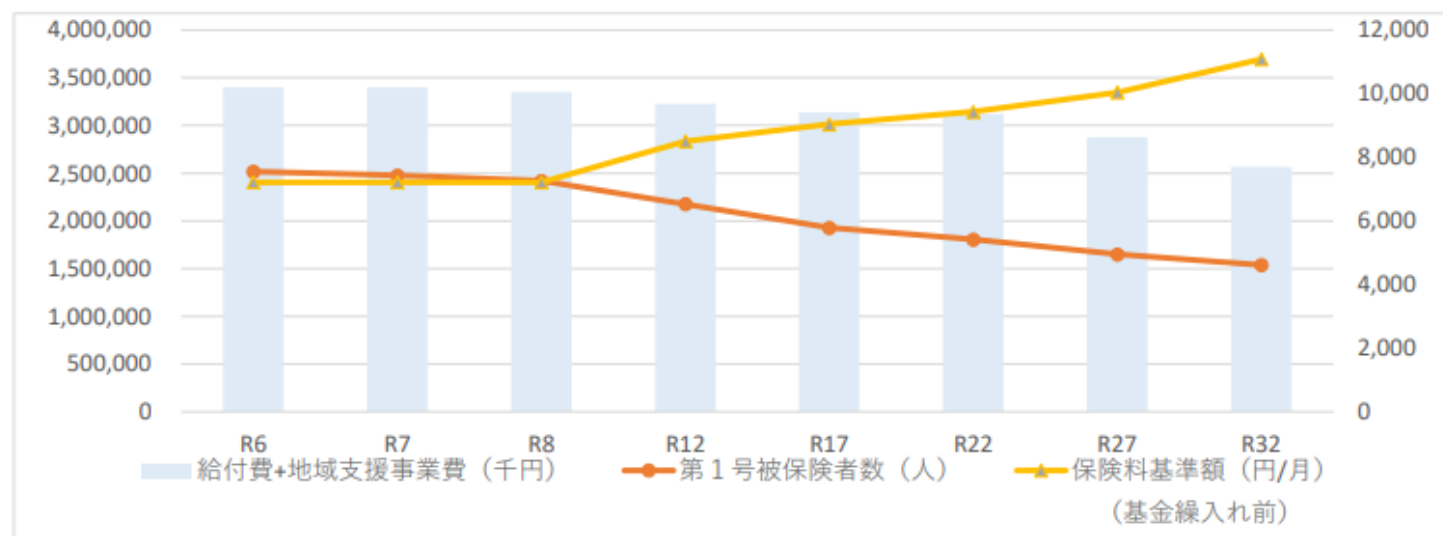
# 介護保険料の見込みについて

- 今後、高齢者の人口減少、介護給付費の増加に伴って65歳以上の方が負担する介護保険料は増加する見込みとなっています。
- 令和27年度には介護保険準備基金繰入前で、基準額が1万円を超える見込みとなっています。

## 1 介護保険料基準額の推計値 (※保険料基準額：第1号被保険者一人あたりの平均的な保険料)

(参考) 保険給付費と被保険者数の推計値

	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27	R32
給付費+地域支援事業費(千円)	3,398,477	3,401,054	3,349,028	3,225,099	3,136,856	3,118,592	2,879,834	2,564,684
第1号被保険者数(人)	7,550	7,429	7,260	6,527	5,781	5,413	4,948	4,613
保険料基準額(円/月) (基金繰入れ前)	7,211	7,211	7,211	8,506	9,040	9,433	10,037	11,085



# 介護給付適正化について

- 介護給付の適正化とは、介護サービスを必要とする利用者を適切に認定し、適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要なサービスを見極めた上で、事業者がルールに従ってサービスを適切に提供するように促すことです。
- これにより、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を図ることで、介護保険制度への信頼が高まり、持続可能な介護保険制度へとつながります。



# 介護給付適正化に向けて

## 【例】

- 軽度者への福祉用具貸与「特殊寝台」について、ベッドが必要＝特殊寝台の貸与になっていないか？
  - …特殊寝台に依存することで「起き上がり」「立ちあがり」など日常生活の中でのリハビリの機会が奪われ、筋力低下を引き起こすことも懸念されます。通常のベッドがあれば自力で起き上がり等が可能な場合は、福祉用具貸与の対象とはなりません。
- 自立支援のための住宅改修になっているか
  - …屋内や屋外の移動方法（つたい歩き、つえ・歩行器利用、車いす介助など）をアセスメントしながら、不必要な工事にならないよう、現在の身体状況や介護力だけでなく、近い将来も見据えて協議を行ってください。

「あったら便利」ではなく、「必要不可欠」かどうかという視点

本人の自立支援・将来の介護保険料額の上昇を抑える両方の観点から、過剰なサービス利用になっていないか、サービスありきのケアプランになっていないか、改めてご確認ください。